

令和3年度 森林環境譲与税の使途の公表について

平成31年4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されたことに伴い、令和元年度より、国から都道府県及び市町村に対し「森林環境譲与税」の譲与が開始されました。

森林環境譲与税は、市町村において、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発など「森林整備およびその促進に関する費用」に充てるものとされています。令和3年度の森林環境譲与税は、下記の事業の財源として充てました。

令和3年度交付額：6,513,000円

事業名	事業内容	決算額（円）		
			内譲与税	内一般財源
森林整備業務委託	森林公園の桜植樹やベンチの設置 ベンチ：3基 植樹：桜44本	2,612,500	2,612,500	0
間伐材等木材利活用事業	間伐材を活用した木材の利活用 間伐⇒製材⇒製品の試作	715,000	715,000	0
基金積立	森林情報整備のためのデータベース構築費用の積み立て	3,188,000	3,185,500	2,500

〔間伐材等木材利活用事業〕



〔さくら園 桜補植事業〕

